

名古屋市達第18号

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 (略) 担 当 課 長 (診療支援) <u>(3)</u> 課 長 補 佐 (診療支援) <u>(6)</u> 中央児童相談所 相 談 課 課 長 補 佐 (相談調整) (略) 中央療育センター (略) 所 長 補 佐 (診療) <u>(3)</u> (略) 2～4 (略)	第3条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 (略) 担 当 課 長 (診療支援) <u>(4)</u> 課 長 補 佐 (診療支援) <u>(5)</u> 中央児童相談所 相 談 課 課 長 補 佐 (相談調整) <u>課 長 補 佐 (相談援助統括)</u> (略) 中央療育センター (略) 所 長 補 佐 (診療) <u>(2)</u> (略) 2～4 (略)

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。